特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 | | | | | | |
|-------|------|-------------|---------|--|--|--|--|
| 2 | 海南市 | 個人住民税に関する事務 | 基礎項目評価書 | | | | |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和3年8月30日

[平成31年1月 様式2]

T 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| <mark>①事務の名称 </mark> 個人住民税に関する事務 | | | | | | |
| ②事務の概要 | 地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力 | | | | | |
| ③システムの名称 | 1.住民税システム 2.申告受付支援システム 3.地方税電子申告支援サービス 4.統合宛名システム 5.中間サーバー・ソフトウェア | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル | · 名 | | | | | |

- 1.住民税課税台帳ファイル
- 2.申告受付情報ファイル
- 3.地方税電子申告情報ファイル
- 4.国税連携情報ファイル
- 5.年金特徴情報ファイル
- 6.宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法別表第一の16の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無 | (選択肢)(選択肢)(実施する)(契施しない)(3)未定 |
|---------|--|
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27の項 |

5. 評価実施機関における担当部署

| ①部署 | | 総務部税務課 |
|-----|----------|--------|
| | ②所属長の役職名 | 税務課長 |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 請求先 TEL 073-483-8590

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

海南市役所 総務部 税務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 連絡先 TEL 073-483-8416

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|--|----------|-----------------|------------|---|--------------------|-----------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 13年7月1日 時点 | | | |
| 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 |
| | | 令和3年7月1日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | | | |
|--|-----------------|-----------|--------|--|--|--|--|--|--|
| [基礎 | 項目評価 | 書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱い | の委託 | | []委託しない | | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | (委託や | 情報提供ネットワー | クシステムで | | | | | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | の接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・2 | 肖去 | | | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | |
| 8. 監査 | | | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [] | 内部監査 [] 外部監査 | | | | | |
| 9. 従業者に対する教育・唇 | 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------------------|------------------|----------------|------|------------------------------|
| 平成28年04月01日 | 評価実施機関における担当部 署 | 岡島 正幸 | 中 圭史 | 事後 | 所属長の変更によるもので重 要な変更に当たらない。 |
| 平成29年11月06日 | Ⅰ-7 請求先 | 和歌山県海南市日方1525番地6 | 和歌山県海南市南赤坂11番地 | 事後 | 住所の変更によるもので重要な変更に当たらない。 |
| 平成29年11月06日 | Ⅰ-8 連絡先 | 和歌山県海南市日方1525番地6 | 和歌山県海南市南赤坂11番地 | 事後 | 住所の変更によるもので重要 な変更に当たらない。 |
| 平成30年04月01日 | I -5-②所属長 | 税務課長 中 圭史 | 税務課長 橋本 伸木 | 事後 | 所属長の変更によるもので重 要な変更に当たらない。 |
| 平成31年04月01日 | Ⅰ-5-②所属長の役職名 | 税務課長 橋本 伸木 | 税務課長 | 事後 | 様式改正に伴う変更のため |
| 平成31年04月01日 | Ⅱ-1-いつの時点の計数か | 平成27年3月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 様式改正に伴う時点更新のため |
| 平成31年04月01日 | Ⅱ-2-いつの時点の計数か | 平成27年3月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 様式改正に伴う時点更新のため |
| 平成31年04月01日 | Ⅳリスク対策 | _ | 項目追加 | 事後 | 様式改正に伴う項目追加のため |
| 令和1年06月01日 | Ⅰ-4-②法令上の根拠 | | | 事後 | 法改正に伴う項番号追加 |
| 令和2年01月01日 | Ⅱ-1-いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年1月1日 時点 | 事後 | 再実施に伴う時点更新のため |
| 令和2年01月01日 | Ⅱ-2-いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年1月1日 時点 | 事後 | 再実施に伴う時点更新のため |
| 令和3年08月30日 | Ⅰ-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事前 | 法改正に伴う変更のため |
| 令和3年08月30日 | Ⅱ-1-いつの時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 | 令和3年7月1日 時点 | 事後 | 法改正に伴う時点更新のため |
| 令和3年08月30日 | Ⅱ-1-いつの時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 | 令和3年7月1日 時点 | 事後 | 法改正に伴う時点更新のため |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |